

「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の改正案への意見」
(パブリック・コメント)

2022年9月13日

関西地区私立大学教職員組合連合執行委員会

8月15日、文科省は「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部改正案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施」を公表した。当組合は改正案の概要にある「既設学部等の収容定員充足率が5割を上回ることを認可基準に加えること」について反対する。

本改定は、収容定員充足率が5割以下の学部（短期大学の場合は学科、以下同じ）が一つでもあれば、当該大学が授与する学位の種類および分野の変更を伴う学部の改組・新設、設置者の変更が不可能になることを意味している。定員割れに苦しんでいる私立大学に、極めて強い規制をかける重大な改定である。にもかかわらず、本改定は以下の点で欠陥を含むものであり、到底承服できない。

(1) 本改定は公開の場で十分に議論されたのか？

そもそも、本改定については中教審や関連する諸会議における議論など公開の場でほとんど議論されていない。告示改定案の趣旨では、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）を踏まえてと書かれているが、その後の諸会議において本件について議論された形跡はない。外部の専門家による議論すら行っていない内容を突如パブリック・コメントに付し、まともな検討もされず10月1日からの施行とするのは、何ら民主的な手続きも踏まえていない点は重大な欠陥である。

(2) 本措置は何を目的としているのか？

また、この措置を導入する必要性や根拠がまったく明らかにされておらず、この改定で文科省が各大学に何を求めたいのかが全く示されていない。本告示の改定は、平均入学者定員超過率による審査基準を改め収容定員充足率を基準とすることを主な目的としている。改定の趣旨は大半が上記の内容を説明しているものであり、既設学部の収容定員充足率が5割を上回るとの認可基準については、「大学等の健全な経営を実現し、経営困難に伴う学生の修学機会の喪失を防ぐため」という説明のみである。

本改定が、なにゆえ大学等の健全な経営を実現するのか。施行期日が同日とされている大学設置基準（短大、大学院等を含む）の改定は、新分野での学部新設なども企図した大学改革を促す目的があるとされているが、今般の認可基準はむしろこのような再編を妨げるものである。また、一部報道によれば、定員充足率が5割以下の学部を抜本的に改革する場合について、文科省は「届出による定員削減や学部廃止等によって対応することができる」と

説明したという。これが事実であれば、今般の改定は、同条件に抵触する大学に対して定員削減や学部廃止を迫ることが目的だということになり、極めて問題である。

(3) 本改定は「学修者本位」に基づくものか？

本改定は、この間に文科省が高等教育政策を論じる上で主要な論点としてきた「学修者本位」の教育への転換を実現しうるものなのか。仮に今般の改定が上記の目的に基づくものであれば、さらなる定員削減や学部廃止は当該大学の経営状況をむしろ悪化させることに繋がりがねない。

経営の悪化は、当該大学に在籍する教職員の労働条件の切り下げや、学生への教育研究サービスの低下を招く可能性がある。このことは、今まさに当該の大学で学ぶ学生や、当該大学に進学を希望する学生の修学機会を奪う点で、学生の「学ぶ権利」を侵害することになるのではないか。文科省が述べる「学修者本位」の中身は改めて検討する必要があるが、学生の修学機会を奪う結果を招来する危険性がある改定は行うべきではない。

(4) 本改定は地方と都市圏の格差を拡大するのではないか？

深刻な定員割れは、大都市圏の私立大学より地方の私立大学に、大規模私立大学より小規模私立大学に偏在していることは周知の事実である。その要因には、都市部と地方の大学進学率の大きな格差、その背景にある家計の学費負担能力の格差、スケールメリットによる財政力の格差など、さまざまな構造的問題が存在する。政府が長期にわたり私立大学等経常費補助を削減・抑制しつつ、さらには定員割れ大学に対して懲罰的な補助金減額措置を強化し、地方中小規模私大の教育研究活動の基盤を弱体化させてきたことが大きな要因である。

今般の改定の主な目的である、平均入学定員超過率から収容定員充足率への基準の変更は、十分な学生数を確保し入学定員超過の「調整」を行ってきた都市圏の大規模私大経営者にとってメリットがある施策である。しかしながら、学生確保に苦しむ地方の中小私大にとってはさほどのメリットもない。その上、認可基準に収容定員充足率5割というボーダーを付け加えることは、地方の私大にとっていっそうの困難を押し付け、撤退を迫るものにほかならない。これは、地方において高等教育を担う私大を軽視し都市圏を重視する施策であり、政府のいう地方創生にも逆行するものである。

以上のことから、本組合は告示改定案の撤回を強く求める。